

日本赤十字九州国際看護大学/Japanese Red
Cross Kyushu International College of
Nursing

看護師特定能力認証制度骨子(案)の提案経緯と今後について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田村, やよひ メールアドレス: 所属:
URL	https://jrckicn.repo.nii.ac.jp/records/577

どう考える？！ 看護師特定能力認証制度

平成 23 年 11 月 7 日、厚生労働省、第 17 回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおいて、「看護師特定能力認証制度骨子（案）」が示された。その後、同案について、さまざまな捉え方、考え方が示される一方で、まだ深く議論に至らない状況があるのではないだろうか。そこで本緊急特別構成では、同案提案にいたる経緯を解説いただくとともに、各識者の考えを紹介することで、同案をめぐる今後の議論の一助に活用いただくべく企画した。（編集室）

解説

看護師特定能力認証制度骨子（案）の提案経緯と今後について

たむら
田村 やよひ 国立看護大学校

本稿では、平成 23 年 11 月 7 日に厚生労働省で開催されたチーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループで示された「看護師特定能力認証制度骨子（案）」の提案の経緯とこの制度化に向けた今後の動きについて述べていく。

制度の検討に向けた最初の動き

最初に、この制度が提案されるに至った経緯を概観する。

平成 20 年 4 月、大分県立看護科学大学大学院では、医療が十分に行き届かない地域住民への公平で利便性の高いサービスの提供、在宅医療を促進する目的で、老年・小児のナースプラクティショナー（診療看護師とも呼称）教育を開始した。しかし現行の法制度下では、処方や検査等の医行為に関する実習を行なうことができず、複数回にわたる構造改革特区への提案も退けられるという状況が起きていた。

平成 21 年には東京の国際医療福祉大学、22 年には東京医療保健大学、北海道医療大学およ

び聖路加看護大学において、より医行為に踏み込んだ修士課程での教育が開始された。

一方、国では規制改革や経済財政の建て直しなどをテーマに、内閣府を中心にさまざまな会議が開催された。

平成 21 年 3 月、「経済危機克服のための『有識者会合』」において、「看護師が医師の了解の下にある程度の治療が行えるよう法規の改正がなされ、修士課程を持つ 109 の看護系大学で養成されれば、医師不足を補うことが可能と思う」との日野原重明氏の発言があった。そして 3 月末日、規制改革推進のための 3 カ年計画（再改定）において、「専門性を高めた新たな職種（ナースプラクティショナーなど）の導入について、医療機関等の要望、実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する」との閣議決定がなされた。

続いて 5 月中旬には、経済財政諮問会議において麻生総理大臣から舛添厚生労働大臣に対し、看護師の役割拡大について日本に実情に即して、その範囲の業務をどういう条件で認めるか、具体的に検討するように指示があった。さ

らに6月23日には「経済財政改革の基本方針2009」(閣議決定)で、医師と看護師の間の役割分担の見直し(専門看護師の業務拡大等)について、平成21年度中に具体案を取りまとめることとされた。

これらはいずれも自民党政権時代の決定であるが、8月末の衆議院選挙において民主党に政権が交代することとなった後においても、基本的に引き継がれた。

チーム医療の推進と特定看護師(仮称)の提案

厚生労働省では平成21年8月末から「チーム医療の推進に関する検討会」を開催し、翌年3月には報告書「チーム医療の推進について」がとりまとめられた。その中では、チーム医療のキーパーソンとしての看護師の役割拡大が大きく取り上げられた。

具体的には、①「包括的指示」の積極的な活用、②看護師の実施可能な行為の拡大・明確化、③行為拡大のための新たな枠組みとしての特定看護師(仮称)の提案、④専門的な臨床実践能力は公正・中立な第3者機関による確認の提案、特定看護師(仮称)の要件としての一定の実務経験や大学院修士課程の修了などが明示された。

養成試行事業・看護業務の実態調査の実施

これらを具体化するため、厚生労働省は平成22年5月から「チーム医療推進会議」を開催した。この会議の下に「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」(以後、「看護業務検討WG」とする)、10月からは「チーム医療推進方策検討ワーキンググループ」が設置された。なお本稿では、看護師特定能力認証制度について議論されている看護業務検討WGについてのみ触れることとする。

看護業務検討WGの下で、「特定看護師(仮称)養成試行事業」が開始された。養成試行事

業の指定を受けた教育施設では、十分な安全管理体制が整備されていることを条件に、従来は診療の補助に含まれているかどうか不明確な医行為を実習して差し支えないこととされた。指定要件には、フィジカルアセスメント、臨床薬理学、病態生理学が必修となっていること、教員・指導者に相当数の医師が含まれていることなどがあった。日本看護系大学協議会では、特定看護師(仮称)は高度実践看護師に発展する可能性が期待できると考え、専門看護師教育を実施している全国の大学院へ事業への応募を呼びかけた。

その結果、同事業への参加施設は前述の4校を含む16看護系大学院、1研修施設であった。これらの施設の教育期間は2年間または8か月であり、その教育目的やカリキュラムは多様であった。

また、看護業務検討WGにおけるもう1つのトピックは、臨床現場における看護業務の実態調査である。これは厚生労働科学特別研究事業「看護師が行う医行為の範囲に関する研究」(主任研究者:前原正明防衛医科大学校教授)により実施されたが、特定機能病院から訪問看護ステーションまで3,274施設の8,104人の看護師と医師の回答によるものである。

実施割合の違いはあれ、203項目すべての医行為を看護師が実施している実態が明らかになった。

業務試行事業の開始と「特定看護師(仮称)の考え方(試案)」の提出

平成23年度に入ると、特定看護師(仮称)養成試行事業に参加していた大学院や研修機関の修了生を活用して「特定看護師(仮称)業務試行事業」が開始された。これは看護師が特定看護師(仮称)の養成機関で修得した診療の補助の範囲かどうか不明確な医行為を、指定施設において実施するものである。

資料 看護師特定能力認証制度骨子（案）

第 17 回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ
平成 23 年 11 月 7 日（月）

【背景及び目的】

医療現場における患者の高齢化や医療の高度化・複雑化に伴い、高度かつ専門的な疾病の治療に併せて、療養生活の質を向上させるための専門的なケアを安全かつ効率的に患者に提供するために、「チーム医療」の推進が必要不可欠となっている。

「チーム医療」の推進に当たり、看護師の役割は重要であり、例えば、高い臨床実践能力を有する看護師が、患者の状態を総合的かつ継続的に把握・評価する看護師の職能を基盤として幅広い医行為（診療の補助）を含む看護業務を実施すること等が求められている。

しかし、診療の補助について、個々の医行為がその範囲に含まれるか否かが必ずしも明確でないことから、特定の医行為（以下「特定行為」という。）が診療の補助の範囲に含まれることを明確にするとともに、その実施方法を看護師の能力に応じて定めることにより、医療機関等において医療安全を十分に確保しつつ、適切かつ効率的に看護業務を展開する枠組みを構築するため、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の改正を行うこととする。

【制度骨子】

1 特定行為

医師又は歯科医師の指示の下、臨床に係る実践的な理解力、思考力、判断力その他の能力をもって行わなければ、衛生上危害を生ずるおそれのある行為に関する規定を保健師助産師看護師法に位置付けることとする。

〔* 特定行為の具体的内容（診療の補助の範囲内）については下位法令で規定する予定。〕

〔* 特定行為の具体例（平成 23 年度特定看護師（仮称）業務試行事業の実施状況等も踏まえ、引き続き検討）〕

・褥瘡の壊死組織のデブリードマン

・脱水の判断と補正（点滴）等

2 特定行為の実施

看護師は、以下のいずれかの場合に限り、特定行為を実施することができることとする。

（1）厚生労働大臣から能力の認証を受けた看護師が、能力認証の範囲に応じた特定行為について、医師の指示を受けて実施する場合

〔* この場合には、医師による包括的指示（医師が患者の病態の変化を予測し、その範囲内で看護師が実施すべき行為）をプロトコルを用いる等により事前に指示すること）があれば足りる。〕

（2）看護師が、特定行為を実施しても衛生上危害を生ずるおそれのない業務実施体制で、医師の具体的な指示を受けて実施する場合

〔* 衛生上危害を生ずるおそれのない業務実施体制の具体例（平成 23 年度特定看護師（仮称）業務試行事業の実施状況等も踏まえ、引き続き検討）〕

・行為のマニュアルを整備すること

・特定行為それぞれに対する講習、技術トレーニング等を実施すること等

3 厚生労働大臣の認証

（1）厚生労働大臣は、以下の要件を満たす看護師に対し、特定能力認証証を交付することとする。

①看護師の免許を有すること

②看護師の実務経験が 5 年以上であること

③厚生労働大臣の指定を受けたカリキュラムを修了すること

④厚生労働大臣の実施する試験に合格すること

〔* カリキュラム及び試験の具体的な内容については、看護の基盤強化と医学的知識を学ぶための大学院修士課程相当（2 年間）程度及び 8 ヶ月程度の 2 つの修業期間のカリキュラムを念頭に置き、専門分野を通じた教育を含め平成 23 年度特定看護師（仮称）養成調査試行事業の実施状況等も踏まえ、引き続き検討。〕

（2）特定能力認証証の交付を受けた者は、特定能力認証証の交付を受けた後も、特定行為を含む業務を行うのに必要な知識及び技能に関する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないこととする。

4 その他

（1）試験事務を実施する第三者機関の指定

厚生労働大臣は、3（1）④の試験の事務を実施する機関を指定できることとする。

（2）施行

法の成立後、施行までに一定の準備期間を設けることとする。

（3）経過措置

施行に伴い必要な経過措置を設けることとする。

準備が整った施設から順次事業が開始され、7月末までに12施設が指定された。8月末には実施状況報告がなされ、10月の第16回看護業務検討WGで報告された。

他方、6月28日に開催された第15回看護業務検討WGでは、議論も煮詰まってきたと判断した有賀徹座長から「特定看護師（仮称）の考え方（試案）」が提出された。それによると、医療現場の実態に配慮し特定の医行為は業務独占としないこと、名称も独占しないこと、医師や患者に容易に識別できるように「見える化」を図ること、認証の方法等について提案されている。

「看護師特定認証制度骨子（案）」の提示をめぐる動向

11月7日の第17回看護業務検討WGでは、この座長提案の内容が土台となって「看護師特定認証制度骨子（案）」が厚生労働省から提示され、11月18日のチーム医療推進会議においてもその内容が報告された。

しかし、看護師特定能力認証制度案の審議は時期尚早であるとする日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本放射線技師会、日本作業療法士会、日本理学療法士会が意見書を出し、現時点（11月21日）では制度案が確定しているとはいいがたい。

どのような変化をめざすのかが問われている

今後、チーム医療推進会議においてこの看護師特定能力認証制度の内容がまとまった際には、厚労省では12月に開催予定の社会保障審議会医療部会に報告する予定であると聞いている。審議会で了承されれば、社会保障と税の一体改革法関連法案として、保健師助産師看護師法の一部改正案が1月から開始される通常国会に提出されることになろう。国会での審議になれば、与野党の国会議員がこの制度をどのように考えるかが重要になる。看護師の役割拡大を含む医療提供のあり方、医療安全、在宅医療の推進などは国民の関心事でもある。しかし、限られた国会での審議時間の中で、年金などの審議に多くの時間が割かれてしまうことも心配される。

なお、特定行為は現段階で下位法令（政令、政省令）で定められる予定のようであるので、その決定過程ではパブリックコメントを求める段階もあると思われる。どのような医行為が特定行為と定められるのか、それによって一般の看護師が行なう看護業務のあり方にも大きな変化が生じる可能性もある。多くの看護師が関心に向け、意見を提出できる機会であることを認識しておく必要もあろう。